

平成28年第3回定例会9月14日

○議長 宮城清政君 ただいまから、平成28年第3回南風原町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時06分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 大城 勝議員、4番 大宜見洋文議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月7日までの24日間にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月7日までの24日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布しました会期日程表のとおりでございます。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3．議長諸般の報告を行います。平成28年6月定例会後から本日までの諸般の報告を、お手元に配布されているとおり事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。そのなかから、まず1ページの2番、6月16日、議会終了後に労働安全衛生委員会を機能させ学校労働環境の改善を求める要望書を教育委員会へ議長より提出いたしました。同じく4番目に、移民の日交流会が6月18日、那覇市のてんぶすホールで開催され、沖縄県人ペルー移民110年の歴史と現状を学んでまいりました。

続きまして2ページの13番、議会広報常任委員会と北丘小学校PTAとの意見交換会を7月1日に開催いたしました。

続きまして3ページ、24番。8月3日、八重瀬町議会総務厚生常任委員会が本町の児童福祉行政の取組について行政視察の受け入れをしております。

4ページ、30番。8月22日、鳥取県日吉津村議会から議会基本条例についての行政視察の受け入れを行っております。33番、南部地区議長会定例総会が8月24日に開催され、今回、八重瀬町議会議長が会長に就任いたしました。

平成28年第3回定例会 9月14日

続きまして5ページ、36番。沖縄県人南米移住記念式典視察訪問で8月26日から9月7日までの間、ペルーとブラジルの式典、戦没者追悼式、植樹祭、沖縄県人会や南風原町人会との交流、沖縄県系企業訪問等を行い、第6回世界のウチナーンチュ大会への参加呼びかけを行ってまいりました。以降は、議員各位でご一読くださるようお願いを申し上げます。

次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、那覇市・南風原町環境施設組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の報告、東部清掃施設組合議会の報告、南部広域行政組合議会の報告、それから、町監査委員から別紙のとおり例月出納検査結果報告がそれぞれ提出されておりますので各自ご覧になっていただきたいと思います。

本日まで受理しました陳情第10号から19号まで、お手元に配布したとおり併せて10件のうち陳情第12号から陳情第15号、第17号から第18号については、それぞれの常任委員会に付託しましたのでご報告します。また、例年同様の趣旨をもって陳情された陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）及び陳情第11号 県産品の優先使用について（要請）については、委員会付託を省略し、本会議で審議・採決する旨、議会運営委員会で意見が一致しましたので後刻議題といたします。陳情第16号と陳情第19号については、配布のみとしますのでご一読くださるようお願い申し上げます。以上をもって議長諸般の報告といたします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 町長に代わりまして私のほうから町政一般報告をさせていただきますと思います。

1ページをお開きください。はじめに、総務部総務課関係について申し上げます。熊本地震の被災地支援として、6月24日から6月30日までの期間、熊本県宇土市へ職員1名を派遣しました。派遣先では、避難所運営支援を行いました。派遣は、熊本県が災害救助法に基づく応援要請を沖縄県に行い、要請を受けた沖縄県が県下市町村に職員派遣の協力依頼を行ったことによるものです。今回の熊本地震においては、本町から合計2名の職員を派遣しました。また、青少年の非行防止を目的に、「青少年の深夜はいかい防止、未成年者飲酒防止」一斉行動を夏休み期間中の7月22日に行いました。与那原警察署、少年補導員、保護司、中学校、高校、役場職員等の関係機関や団体の方々が参加し、町内を巡回し非行防止を呼びかけました。今後とも各機関連携し青少年の非行防止に努めてまいります。8月26日から9月7日までの日程で、県内各町村長、議長等とともに団長として南米ペル

一、ブラジルを訪問しました。両国では、沖縄県人ペルー移住110周年記念式典、ブラジル沖縄県人会創立90周年記念式典に参加し、各町人会、県人会との交流や10月に行われる世界のウチナーンチュ大会への参加を呼びかけました。

次に、企画財政課関係について申し上げます。6月22日に兼本ハイツ自治会にて行政懇談会を開催しました。33名の参加者があり、幅広い意見交換を行いました。また、男女共同参画週間の6月23日から29日まで、役場1階町民ホール及びイオン南風原店内の南風原ギャラリーを活用してパネル展を開催し、男女共同参画への意識啓発を行いました。

次に民生部こども課関係について申し上げます。6月25日に、町立宮平保育所の夕涼み会を保育所園庭で行いました。各クラスで踊りが披露され、さらにはえるんと野菜のお友だちの来場で大変盛り上がった夕涼み会となりました。町子ども・子育て支援事業計画に沿って進めている60名定員の新設保育園3園については、すでに決定した2園が実施設計に着手しています。残り1園についても公募の結果2件の応募があり、町待機児童解消検討委員会による第1次審査を7月20日に、第2次審査を7月27日に行い、字宮平で長年認可外保育園を運営しています「やまびこ保育園」が選定され、平成30年度開園を目指し取り組んでいます。また、増築を計画していました「なのはな保育園」も実施設計に着手し、完成後は定員30名の増となります。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。小学五年生と中学二年生を対象にした学童期の生活習慣病予防健診を7月23日、24日、30日、31日に実施し、小学五年生は454人中137人、中学二年生は444人中61人が受診しました。今後は健診結果による保健指導を行い、学童期からの健康づくりを推進していきます。

次に、国保年金課関係について申し上げます。8月10日、厚生労働大臣への県内6団体による本県国保の特殊事情に起因した赤字に対する財政支援について、町村会を代表し要請してきました。今後ともこの問題解決に向けて県内市町村が連携し、国への支援要請を継続していきます。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。まず、南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業については、5月2日から応募の受付を開始しています。8月中旬までの受付状況は、仮申請が31件、本申請が16件です。また、毎年8月の「道路ふれあい月間」の期間中に行っている道路清掃活動ボランティア作業については、8月20日に南風原町商工会員をはじめ町民や事業所、役場職員など700名余の参加により黄金森公園周辺の町道の清掃作業を行いました。当日は晴天に恵まれ無事に終わることができました。工事関係について、低炭素社会化事業の防犯灯LED化整備工事は、町内を4工区に分け7月11日に契約締結し、防犯灯のLED化に向け工事を着手しました。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の山川地区農業用排水施設整備は、管路工事の請負契約を7月13日に締結し、工事を着手しました。計画関係については、那覇広域都市計画区域区分の変更に向け、喜屋武・本部・照屋地区の説明会を7月25日から27日の間に各字公民館で、また宮平地区の説明会を8月1日にちむぐくる館で開催し、年度内変更を目

指して取り組んでいます。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係について、新規事業である町道5号線の実施設計委託業務は、6月21日に契約締結を行いました。街路事業である津嘉山中央線の物件調査委託業務は、6月22日と8月23日にそれぞれ契約締結を行いました。新規事業である津嘉山中央線(2工区)の実施設計委託業務は、6月21日に契約締結を行いました。公園整備事業について、黄金森公園の喜屋武土地改良区側に位置する多目的広場造成工事は、6月22日に請負契約締結を行いました。ウガンヌ前公園園路工事は、7月11日に請負契約締結を行いました。津嘉山公園のシンボルプラザの擁壁・園路工事は、8月3日に請負契約の締結を行いました。順次工事着手に向けて進めています。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。一括交付金で整備を進めている繰越明許費のクサティ森等整備事業については、7月19日までに工事3件を終了しました。津嘉山北土地区画整理事業については、造成工事1件を6月22日に契約を締結し、8月末までに造成工事3件と道路工事2件を発注しました。保留地処分については、一般競争入札による14画地の販売受付を8月1日から開始し、10月19日、20日の入札に向けて取り組んでいます。公共下水道事業については、公営企業会計移行支援業務を7月25日に契約を締結しました。未普及解消事業の工事では、与那覇地区を7月14日に契約を締結しました。浸水対策事業では、8月末に津嘉山第3雨水幹線工事の2件を発注しました。順次工事の発注に向けて取り組んでいます。下水道普及の取組として、町内の小学生を対象に「下水道夏休み体験学習」を7月30日に実施し、親子26名が参加して汚水処理の仕組み、下水道の役割等の学習を行い、普及促進を図ることができました。津嘉山北土地区画整理事業の造成工事及び津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事は、本議会に請負契約の議案を上程しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、南風原産へちま(はえばる美瓜)の消費拡大キャンペーンを7月2日にファーマーズマーケットくがに市場で行い、3日にイオンライカム、同9日、10日には、サンエー西原シティと経塚シティの2店舗において行いました。会場では、JA南風原支店やへちま農家協力のもと開催された試食販売会に、はえるん・美瓜くん、ビューリーズも出演・参加するなど、町内外の多くの方へPRすることができました。6月21日には、南風原町花き拠点産地協議会の第1回総括会議が開催され、平成28年度活動計画の中でストレリチアの立ち枯れ対策に対するさらなる取組の強化や前年度に引き続き花き産地総合整備事業に取り組むことが承認されました。商工関係については、7月4日に琉球かすり会館において、平成28年度琉球絁後継者育成事業の開講式が行われました。今年度は7名の受講者がデザインや染色、製織などの技術を学んでいます。7月7日には、「金城哲夫のふるさと 沖縄・南風原町脚本賞」の募集に際し、町民ホールにて記者発表を行いました。今回は、「円谷プロダクションクリエイティブアワード 金城哲夫賞」との同時開催になっており、金城哲夫のスピリットを継ぐ新たなクリエイターを発掘し、育てることを目的に脚本の募集を行っています。7月18

日に町観光協会主催の「第5回はえばる夏まつりキッズパーク」が中央公民館で開催され、5,500名余の来場者がありました。豊富な体験メニューに加え、消防、警察、医療などのお仕事体験を実施し、終始子どもたちの笑顔溢れる雰囲気で大盛況でした。8月1日、7日に沖縄コンベンションビューロー主催の沖縄県観光月間PRイベントが開催され、かすりの女王とはえるんが参加し、他の県内ゆるキャラとともに沖縄観光をPRしました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。7月9日に愛知県名古屋市パロマ瑞穂スタジアムでの名古屋グランパス対川崎フロンターレ戦において、沖縄南風原デーを行いました。試合前に町長・かすりの女王・はえるんより名古屋グランパスの沖縄県出身者の田口選手・永井選手へ花束贈呈、新川青年会のエイサー演舞、オーロラビジョンでの南風原町PR動画を放映するなど幅広く南風原町のPRを行いました。また、翌日の10日には、中部国際空港においてもエイサー演舞とPR動画の放映を行いました。夏休み期間中に水泳教室、アイススケート教室を開催しました。水泳教室は8月1日から8月5日までの日程で5日間実施し、4小学校から86人の参加がありました。また、アイススケート教室は7月30日・31日の日程で87人の児童の参加がありました。各教室ともに講師の先生方の指導を受けながら水泳やアイススケートを楽しんでいる姿が見られました。第51回島尻郡体育協会夏季大会が7月26日のゴルフ競技を皮切りに7月から8月にかけて15競技が開催され、5競技で優勝しました。町育英会へ6月13日に株式会社シビルエンジニアリング、6月27日に南風原町建設コンサルタント会、8月22日に安岡建設株式会社よりそれぞれ10万円の寄付がありました。

次に、学校教育課関係について申し上げます。6月2日から6日までの教育委員会学校訪問にて、各幼小中学校の授業・施設参観を行い、意見交換を行いました。6月24日に支部PTA教育懇談会を開催し、家庭・地域・学校の関係者が一堂に会し、教育について情報交換を行いました。6月29日から2泊3日の日程で町学力向上推進委員会先進地視察を行いました。本年度は、9名の先生方をはじめPTA役員など15名で福井県福井市の幼小中学校を訪問し、8月2日に報告会を開催しました。今後は、報告を受け情報を共有するとともに、関係者の皆さんと本町の学力向上推進に向け、研修から得たことを施策等に反映させ実践していきたいと考えています。7月28日から3泊4日の日程で、徳島・南風原子ども友好サマーキャンプ交流を行いました。19名の児童生徒が徳島県つるぎ町で民泊など異文化ふれあいや半田中学校での交流会をとおして友好を深めました。

次に、生涯学習文化課関係について申し上げます。6月4日から6月28日まで、第74回南風原文化センター企画展「戦場の子どもたち 失った命と生きのびる命」を開催し、多くの来館者がありました。7月6日に黄金ホールでサイエンスショーを開催し、町内各小学校五、六年生が科学の不思議について学びました。また、7月7日には少年の主張大会を開催し、両中学校から4名計8名の参加がありました。7月22日から2泊3日の日程で、渡嘉敷村にある国立沖縄青少年交流の家で「子ども会インリーダー宿泊研修」を開催しました。子ども会30名、ジュニアリーダー16名、引率者13名計59名の参加があり、豊

平成28年第3回定例会9月14日

かな自然の中での活動をとおして集団生活の在り方を学び、相互の交流を図ることができました。7月31日、第22回うちなーぐち大会を開催し、小学生13組、中学生7組、一般1組の参加がありました。最優秀賞に選ばれた翔南小学校四年生で姉の大城楓花さん、同二年生で弟の大城和葉さん1組を、9月18日、沖縄コンベンションセンターで開催される「第22回しまくとぅば語やびら沖縄県大会」へ派遣します。8月2日から3泊4日の日程で、子ども平和学習を開催しました。参加者は、各小学校から六年生3名の合計12名で、京都、大阪、広島を訪問し、戦争と平和、差別と人権について学びました。8月25日に学校支援ボランティア懇親会を開催しました。ボランティアの皆さんへ、DVD映像などをとおして児童生徒からお礼の気持ちを込めたメッセージがあり、楽しい雰囲気の中懇親を深めました。

別紙で、6月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をお付けしていますので、お目とおしをお願いしたいと思います。以上で町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 以上で町長の町政一般報告を終わります。

日程第5. 議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び別表第一の事務の内容を詳細に明記するにあたり、南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。お手元に配布しています資料をご覧くださいと思います。改正の趣旨でございます。先ほども提案理由の中かでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法という法律でございます。その第9条第2項の規定による、市町村の条例で定める

別表1の事務（独自利用事務）につきましては、個人情報保護委員会、マイナンバーができた時に設置された委員会でございますが、その委員会からより細かく表示しなさいということがございました。そのためのまず別表1の改正です。それから、その法律の改正に伴う参照条例のずれがございますのでその所要の整理ということでございます。

新旧対照表では、1条と5条が、先ほどの番号法の新たな条項が挿入されましたので、第9条9号を参照していたものが、改正後は第19条第10号を参照することになるという、番号法の参照条例の改正でございます。

続きまして、先ほど述べましたように、本町の事務の独自利用を明記している別表1がございます。次の5ページの第4町長というのがございます。改正前は南風原町国民健康保険税減免要綱と明記されております。それを改正後は、南風原町国民健康保険税条例第22条の規定による国民健康保険税を減免する事務（南風原町国民健康保険税条例の減免要綱）による保険税の減免に関する事務というように、全体的な参照法令、条例をより詳しく明記するという改正でございます。特に今回新たな事務が加わったということではございません。先ほどから申し上げているように、より関係法令、条例の詳しい明記ということの今回の条例改正でございます。以上が、議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第6．議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例 南風原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、南風原町税条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。これも先ほどと同じで、議案第39号の資料と新旧対照表でご説明いたします。今回の改正の趣旨でございます。この提案理由にございました、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令とございました。これはどういうことかと言いますと、概要にもございまして、日本と台湾における民間租税取り決めに伴い、双方における二重課税及び課税漏れを防ぐための国内法が改正されました。それに伴う今回の条例改正ということです。日本と台湾は国家間である条約が締結されておらず、相互で民間の租税の取り決めが行われたということです。これまではどうだったかと言うと、特例適用利子というものがございます。例えば南風原町に在住している人が台湾の何らかの、預金などの利子で収入を得るといったとき、もう1つは、特例適用配当所得、いわゆる利子と株式等の配当の所得です。それについては、南風原町に在住している人が台湾のこの2つのもので所得を得ても情報が来たり来なかったりということでございました。一定のルールがないために所得が分からなかったり、分かった人にも普通に課税していたということです。この取り決めというのは、台湾から口座に入れるとき、これはこういった利子の所得ですよと、配当の所得ですよという情報が入ることになります。そうすることによって、台湾では何パーセントにしますよ、国内では通常の所得税は何パーセント、町民税にあたっては3パーセントを課税してくださいということの新たな条例の追加となります。この議案に付いている資料の左側、下の6ページが新旧対照表でございます。この右側を見ていただくと分かるのですが、改正前は空白になっていますが、10ページをご覧くださいと14条の4はもともとございました。これは何かと言いますと、条約適用利子等及び条約適当配当に係る個人の町民税課税の特例。条約が結ばれている国に関しても今言ったようにきちんと風じますということです。今回は、この14条の4が1つずれて14条の5にして、14条の4だったところに特例適用利子と特例適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例ということが追加されます。先に言いましたように、台湾に限ってのことになります。条約ではなく民間取り決めで行って、法律が改正されて6ページの新旧対照表では第14条の下から2行目に100分の3の税率を乗じて計算した額を住民税として課税しますよという条例の改正でございます。これまでは課税されていったりされていなかったりということがありましたが、日本と台湾の取り決めによってきちんと課税するという条例改正でございます。以上が議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例の概要です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と

平成28年第3回定例会9月14日

なっております議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第40号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第40号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第40号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

提案理由としまして、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提出します。その内容については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第40号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をご説明いたします。先ほどの議案第39号でご説明がございました南風原町税条例の改正に至った理由とこの国保の税条例の改正に至る理由は同じでございます。お手元に議案第40号の資料をお配りしております。改正の趣旨といたしましては、日本と台湾における民間租税取り決めに伴い、双方における二重課税及び課税漏れを回避するため、国内法である外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する政令の一部を改正する政令が整備されたことにより、町内巨樹者が得た台湾における利子・配当所得を国民健康保険税においても適用していきますという内容でございます。市町村民税で分離課税されることとなりましたこの特例適用利子、それから特例適用配当額については、国民健康保険税においても所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めて計算しますという内容の改正でございます。附則中第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、第9項の次に次の2項を加えるということで、新たに10項と11項を加えるものでございまして、10項につきましては特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、11項につきましては特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例となっております。

4ページをご覧ください。先ほどの税の改正と同じで改正前は空白となっておりますが、下のほうに10から12となっており、これまでありました10項から12項については左側改正後で新たな条例では12項から14項になりますという条ずれが生じたことによる改正も含めております。以上が、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要説明であり

ます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第40号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については総務民生常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第41号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第41号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第41号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、認定こども園利用者負担額等を条例で定める必要が生じたこと、これまで規則に定めていた保育料を条例で定めることとしたことから、認定こども園と保育園の利用者負担について一体的に条例を整備する。併せて、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う改正も含めて本条例を提案します。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第41号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について概要を説明いたします。お配りしました議案第41号概要説明資料を基に説明してまいります。新たに制定する条例でございます。第1条から第12条までの条だてとなっております。提案理由といたしましては、今回、認定こども園の利用者負担額を条例で定める必要が生じました。これに併せ、これまで南風原町保育の利用等に関する条例施行規則で定めておりました保育料について、この認定こども園の利用者負担額と併せて一体的に条例により定めていくこととしまして、さらに今回子ども支援法施行令の一部改正もございましたので、その一部改正も含めた、ひとり親世帯等及び多子軽減算定対象となる一部改正の部分も含めての条例制定となっております。

では、条例概要について。第1条は、本条例の趣旨を規定しております。第2条については、この条例で用いる用語の意義を定義付けております。第3条第1項におきましては、

国が定める額を限度として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める利用者負担額について規定するものでございます。別表第1の第1表で教育標準時間認定、これは1号認定子どもの部分ですがその利用者負担額。この第1表については、これまでの規則にもごさいませんでした新たに設定した認定子ども園利用に関する部分の利用者負担額の表となっております。そして第2表で保育認定。2号、3号認定の部分の額を示しております。こちらはこれまで規則で定めていた保育料についてをこの条例の中で第2表として規定しております。それから第3条第2項におきましては、入退所日が月途中になった場合の利用者負担額について日割り計算と規定し、別表第2でその額を示しております。第4条は保育料の徴収について規定し、第2項ではその納期について規定しております。3項では認定子ども園、それから市町村以外の者が設置する幼稚園及び特定地域型保育施設の事業者については利用者負担額を直接支給認定保護者等から受け取ることを規定しています。次に第5条は主食費です。保育所での3歳以上の子どもの主食費について、額と納期について規定しています。第6条第1項と第2項は、町が設置する保育所で実施する一時預かり事業及び延長保育事業について、利用者負担金の徴収を規定し、別表第3及び別表第4でその額を示しております。第3項では町以外での事業者実施する一時預かり事業及び延長保育事業について、事業者が定める額の納期を定め事業者が受け取ることを規定しております。第8条については、利用者負担額及び主食費並びに一時預かり事業及び延長保育事業の利用者負担金の減額又は免除ができることを規定しています。第9条、第10条におきましては、この利用者負担金が未納となった場合についてですが、利用者負担額を納期限までに納めない場合の督促手数料及び延滞金の徴収、そしてその後も支払いがない場合における滞納処分について規定しております。附則 公布の日からの施行とし、平成28年4月1日からより適用するとうたっております。これにつきましては、多子世帯やひとり親世帯等に係る特例措置がさかのぼり適用させる必要があることから平成28年4月1日からの適用というかたちを取らせていただいております。

次に別表第1についてです。先ほど申し上げましたように、この第1表については、新たに設定した利用者負担額でございまして、1号認定子どもに対する利用者負担額でございます。第1から第5までの7階層に分けて、階層区分ごとの子どもの属する世帯の定義を定め、その区分ごとの利用者負担額を示しております。階層第3の2の7万7,101円未満の中で、ひとり親世帯等の金額、それから備考で説明いたしますがひとり親世帯以外であっても多子世帯についての軽減がこの額から子どもの数によって軽減されていくという仕組みになっております。

それから第2表につきましては、保育認定を受けた2号、3号認定子どもについての利用者負担額でございます。これまで規則で規定しておりましたが、今回の条例制定に規則からそのまま持ってきております。その中には先ほど申し上げましたひとり親世帯等及び多子軽減算定の対象となる年齢制限撤廃といった改正の部分はこの表に盛り込み、これまでは階層区分が10であったものを12の階層区分にしております。

資料の3ページをご覧ください。この表の中で左側の階層区分におきまして、まず第3の1という階層がございます。所得税が4万8,600円未満の世帯でひとり親世帯等の額についてです。こちらはこれまでの規則では、3歳未満児については1万8,500円でしたが、今回の改正により9,250円ということで、ひとり親世帯に対しては半額という国の基準をもって負担額を設定しております。それから階層区分第4の1は、今回の法改正に併せて新たに設けた階層区分でございます。市町村民税所得割額が4万8,600円以上7万7,101円未満の中でのひとり親世帯についても新たな軽減拡充を第4の1階層というかたちで設定しております。この第4の1から第4の2、第4の3というこの3つの階層ですが、これまでの規則では第4というかたちで1つの階層になっておりました。市町村民税の所得割の範囲も4万8,600円以上9万7,000円未満という1つの括りの階層になっておりましたが、こちらを法の改正に併せ4万8,600円以上7万7,101円未満、それから第4の3で7万7,101円以上9万7,000円未満というかたちで第4の階層を3つに分けて対応しております。

続きまして備考が1から13までございます。そのなかで備考9でございます。1号認定子どもに係る利用者負担、多子軽減について規定しております。小学校又は特別支援学校等小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもがいる場合における特定教育・保育を受けている1号認定子どもに係る利用者負担額、多子軽減についてを規定しております。

そして、備考11で多子世帯に係る特例措置の拡充、今回の改正部分でございます。世帯の市町村民税所得割が教育認定子どもについては7万7,101円未満、保育認定子どもについては5万7,700円未満である場合について第2子を半額、第3子以降を無償とする特例措置の適用についてを規定しております。これは第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されたことで、多子世帯の保育料負担軽減についてという部分でございます。今回の軽減の拡充部分は、年収約360万円未満世帯についてこれまでの制度では1号認定子どもについては小学校三年生までに、3号認定子どもについては小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃して、第2子を半額、第3子以降の無償化を完全実施ということで平成28年4月1日から実施されております。

図をご覧くださいまして左側です。年齢制限により第2子以降負担軽減が限定的でございました。例えば左側の1号認定子どもの場合は家族の中で子どもが何名かいて、一番上の子が小学校四年生以上の場合にはその子を第1子とはカウントしませんでした。例2では、子どもが4名いても一番上の子が小学校一年生以上でも第1子としてはカウントしないでその下の子を第1子、第2子というようにされておりました。今回の改正において、年収約360万円未満世帯の第2子以降の負担軽減を完全実施ということで、この多子計算に係る年齢制限を撤廃しますという内容となっております。例1で1号認定子どもの場合、これまでは小学校四年生以上はカウントしませんでした。兄弟の中で一番上の子を第1としてそれ以降を第2子、第3子というかたちで適用させていく。保育所においても同じよ

うな内容となっております。この改正が平成28年4月1日から拡充された部分でございます。今回の条例制定においてはこの拡充部分も別表に取り込みまして、このようなかたちの階層区分となっております。

それから備考12でございます。こちらはひとり親世帯等に係る特例措置の拡充部分でございます。これは教育認定子ども、それから2号・3号の保育認定子ども両方について、市町村民税の所得割が7万7,101円未満の場合にはこのひとり親世帯等に該当する場合は第2子以降を無料としますという特例措置について規定しております。

それから備考13ですが、この利用者負担額の算定にあたりましては、4月から8月分については前年度の市町村民税所得割額で計算します。9月から3月分については、当年度分の市町村民税所得割額で算定すると規定しております。これはこれまでの規則の算定と何ら変わりはありません。市町村民税の年度での確定が毎年6月となることから、保育料等の算定にあたっては9月で改正するという仕組みになっております。

別表第2につきましては、第3条第2項に基づく区分ごとの利用者負担額。1号認定子ども、あるいは2号・3号認定子どもが月の途中で入退所した場合の利用者負担額の日割りの基準規定を設けております。別表第3におきましては、宮平保育所で実施しております一時預かり事業、それから延長保育事業についてで、一時預かり事業については町内と町外に分け、それから午前中なのか午後なのか、また延長保育事業についての時間による利用者負担金を規定しております。以上が今回新たに制定します南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 今度の条例改正で利用者の負担が軽減されていくということですね。確認をしたいのですが、認定こども園というのが、保育園の処置も保育料の徴収も経営者が責任を持つものだと思います。町長には権限がなく、処置権者が権限を持っていると思います。今度の保育料の改正によって、認可保育園と同じように兄弟組であるとかひとり親の支援とかいろんな面で保育料が軽減されるのですが、その軽減されたものを町が負担するというのですから、その負担に対して認可保育園と同じように国・県の措置の負担、補助というのが当然出るとは思いますが、それはその通りなのかどうか確認したいと思います。お願いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、1号認定に係ることでございますので私のほうから

お答えします。1号認定に係る認定こども園等における施設利用者については、その施設については給付費を町が給付します。その給付をする際には、国が定めた利用者負担額を差し引いた額を施設には負担しますので、その分、おっしゃるような考えでいいかと思えます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 理解するは簡単ではないのですが、1点だけ。第9条に督促手数料及び延滞金徴収条例の例により徴収するとなっておりますけれども、納期限までに納付しないものがある場合そうになっています。これはこれまでもそのような対応でしたか。説明はなかったと思うのですが、この条例ができる前はどうか。同じように納期限を過ぎた場合には延滞金を徴収しているとなっているのかどうか確認したいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず本町には南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例というのがございます。これは地方自治法第231条の3第2項の規定に基づいて分担金、それから使用料、手数料及び過料、その他の町税外収入金に対しての督促に係る手数料及び延滞金の徴収に関して定めた条例であります。保育料に関しましてもこのようなかたちで納期を過ぎたものについては、督促をしているところでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今までどおりだとの説明ですけれども、ここに第9条をわざわざ書かないと、今言った督促手数料及び延滞金徴収条例が適用されない仕組みになっているのですか。要するに、その条例があるのであればここに書かなくてもいいはずだという理解も成り立つような感じがするのでね。徴収条例が別個にあるのであれば、ここに書かなくてもいいはずではないのか。わざわざここに書いたのは、他の条例も全部そうになっているのですか。どうですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 別で南風原町の督促手数料及び延滞金徴収条例がございますので、敢えてここに規定しなくてもいいのではないかとということで、確かにその条例に基づいての対応は可能でございます。ただ、今回われわれがこの部分を9条、10条で規定したことは、善良な納税者の方々にきちんと説明できるよう、正当な理由なく未納となる方に

平成28年第3回定例会9月14日

対してはやはりしっかりと対応を取るべきだということで敢えてこの督促手数料の部分、それから延滞金、第9条で督促してもなお未納が続く場合には、最終的には滞納処分になりますよということを示して、保育料等の未納をなくしていきたい考えでございます。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時23分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第41号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。暫時休憩します。

休憩（午前11時24分）

再開（午前11時32分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第9．議案第42号 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第9．議案第42号 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第42号 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を新たに制定するに当たり、本条例を改正する必要性が生じたために提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第42号 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。お手元の概要説明資料もご覧になりながらお願いいたします。まず議案書をめくっていただきたいと思っております。改め文を読み上げ、議員皆様におかれましては、新旧対照表をご覧ください。南風原町保育の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中「並びに保育所等における保育料及び地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金」を「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律

第65号) 第20条第3項の規定に基づく保育の必要性の基準その他支給認定等」に改める。第2条第1項中「同条第2項の」の次に「認定子ども園又は」を加え、同条第2項中「(平成24年法律第65号)」を削る。第9条を次のように改める。(保育の必要性に基づく支給認定等) 第9条 保育の必要性に基づく支給認定等に関し必要な事項は、規則で定める。第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。附則(施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。(経過措置) 2 改正前の南風原町保育の利用等に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例、先ほど提案いたしました条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなすと規定しております。

資料をご覧ください。先ほども申し上げましたが、これまで規則で規定しておりました保育料について、その規則委任をうたう条例がこの南風原町保育の利用等に関する条例でございました。この条例で規則委任していた部分、保育料についての部分が新たに条例制定とすることからこの条例の改正の必要が生じたことによる改正です。概要といたしましては、まずこの条例の第1条、改正前の趣旨では、保育所等における保育料及び地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金に関する規定がありました。その事項は、先ほど上程しました南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例に規定しましたので、それにより本条例の趣旨を児童福祉法の24条第1項の保育所における保育の利用と子ども・子育て支援法第20条第3項の規定に基づく保育の必要性の基準その他支給認定等に関し必要な事項を定めるものとしています。関連して改正前の第9条から第11条を削除したものでございます。この改正条例第2条では用語の意義を定義付けし、第9条において保育の必要性に基づく支給認定等に関する必要な事項は規則委任というかたちで9条で定義付けしました。それから、附則ですが、こちらも先ほど上程しました条例と関連しますので、さかのぼり平成28年4月1日から適用し、その間、この条例の規定によって行われた手続等に関しましては、新しく制定します条例の相当規定によって手続したとみなす定義付けでございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第42号 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第43号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第43号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第43号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、予防接種法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第43号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。議案書をお開きください。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。今回の改正につきましては、平成25年4月1日、予防接種法の一部を改正する法律が施行されました。この改正によってこの法では新たな条項が追加されまして条ずれが生じておりました。その予防接種法を参照する本町の予防接種健康被害調査委員会設置条例について、この新旧対照表にございますように第2条で予防接種法の参照条項を改正する必要が生じました。改正前では、予防接種法第3条とうたわれております。これが予防接種法の改正により改正後の予防接種法第5条となっております。法改正による条ずれの本町条例改正でございます。以上が概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 法律が改正されて条ずれ、3条を参照していたものが5条になっているということで、新しい3条、4条ができたのかという感じがしますが、法律のその部分というのは法律の根幹的な目的だとかそういったものがうたわれる例が多いので、予防接種法の変更の主な点。今回は条ずれの調整だけですが、南風原町の事務にはどんな影響が出てくるのか、そこをお知らせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。この予防接種法の改正の趣旨は、まず厚生労働大臣が予防接種に関する基本的な計画を策定することと、それから新たにヒブ感染症、

平成28年第3回定例会9月14日

小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期的予防接種に加えるという改正がございました。特に大臣による予防接種に関する基本的な計画を策定が義務付けられたという部分がありまして、やはり議員おっしゃいましたように第1条、第2条、第3条でこういった大きな改正がきますので、これまで3条にあったものが条ずれで5条にきたということがございます。本町の業務に支障はということでございますが、影響はならございません。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第43号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第44号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第44号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第44号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、ひとり親世帯等及び多子世帯の幼稚園保育料軽減を行うため、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等においては、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、議案第44号の概要ご説明をいたします。議案第44号参考資料と新旧対照表をお開きください。まず、改正の趣旨としましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、ひとり親世帯等及び保育料階層区分の第2階層及び第3階層世帯で多子世帯の幼稚園保育料を軽減するための改正となります。改正の内容としましては、まず1点目に別表中に「(第1子の半額)」及び「(無料)」の文言を削除いたします。

2点目に、別表中の「母子世帯等」を「ひとり親世帯等」に文言の改正となります。3点目、保育料階層区分の第3階層世帯でひとり親世帯の幼稚園保育料の軽減としまして、階層前が第3階層Aの第1子分が5,300円、第2子分が2,650円、第3子以降が無料であったのを改正後は第1子3,500円、第2子無料、第3子以降無料に改正となります。4点

平成28年第3回定例会 9月14日

目に、別表中の備考6を追加し、保育料階層区分の第2階層及び第3階層世帯の多子計算算定対象となる子の年齢制限を撤廃し、改正前は小学校三年生前の子を算定対象としていましたが、改正後は年齢制限を撤廃し、年齢にかかわらず保護者と生計を同一にしている子はすべて対象となる改正となります。以上が、議案第44号の概要説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 その違いは何なのかということで質問をさせていただきます。第1子が3,500円、第2子が無料、第3子以降無料とあります。そうであれば、第2子以降無料としませんか。わざわざ第3子まで規定せず、第2子以降無料とすれば問題ないのではないか。何か違いがあるのか。その違いがもしあれば教えてください。私は第2子以降無料とすれば、第3子も当然無料になることだし、そのほうが条例としては分かりやすいと思うのですがどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 今回の改正については、別表の改正となっておりまして、別表のつくりがまず階層区分、定義、そして保育料の月額が第1子、第2子、第3子という構成になっているためにその他の階層との関係もあることから第2子、第3子無料という改正となっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第44号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。休憩します。

休憩 (午前11時51分)

再開 (午後1時00分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第12. 議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算 (第3号)

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算 (第3号) についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第3号) 平成28年度南風原町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億4,543万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億5,302万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第3号)の概要を説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の組替え及び前年度決算の確定等、補正の必要が生じたため、歳入歳出をそれぞれ14億4,543万5,000円増額し、補正後の一般会計予算額は149億5,302万2,000円となります。補正増額14億4,543万5,000円の内容については、7ページ以降の事項別明細で説明いたします。

続きまして4ページをお願いいたします。第2表地方債補正について説明します。総務債の臨時財政対策債は、限度額3億830万円から8,440万円を増額し、補正後の限度額は3億9,270万円となります。これは、普通交付税の算定時に算出される臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。補正後の地方債限度額は6億7,870万円となります。

続きまして、歳入について説明します。7ページ。8款1項1目。地方特例交付金309万7,000円の増は、交付金額の決定に基づくものです。この交付金は、平成20年度から所得税で控除できない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる町の減収分を補てんするための交付金です。

8ページ。9款1項1目。普通交付税8,397万円の増は、交付税額の決定に基づくもので、当初試算と比較して基準財政需要額(臨時財政対策債振替後で交付税検査による錯誤含む)が82万7,000円、基準財政収入額が7,687万5,000円、調整額等が792万2,000円とそれぞれ減となったことによるものです。

9ページ。13款1項1目。民生費国庫負担金12万4,000円の増は、町内在住の子どもが町外の認定こども園等へ通園しており、その施設への施設給付費に対する認定こども園等運営費国庫負担金の増によるものです。

10ページ。13款2項1目。民生費国庫補助金398万7,000円の増は、学童クラブの増及び国の補助金交付要綱の改正による対象経費等の拡充による子ども・子育て交付金264万7,000円、担当職員や社協職員等の関係者を対象に研修会を実施する経費に対する子どもの

貧困緊急対策事業補助金41万3,000円、老人福祉施設で入所者の状況を把握するシステムを導入する事業所への介護ロボット等導入支援事業特例交付金92万7,000円の計上によるものです。3目. 土木費国庫補助金320万円の増は、橋梁点検委託料を当初3カ所分計上していましたが、18カ所分実施することによるもので補助率が80パーセントとなっております。6目. 総務費国庫補助金527万2,000円の増は、社会保障・税番号制度導入に伴い地方公共団体情報システム機構への町負担額に対する補助金で、同額を歳出の20ページ個人番号カード交付事業費交付金で計上しています。

11ページ。14款1項1目. 民生費県負担金23万円の増は、歳入の9ページで説明した認定こども園等への施設給付費に対する県負担金の計上によるものです。

12ページ。14款2項1目. 総務費県補助金808万1,000円の増は、沖縄振興特別推進交付金事業の8月交付決定事業に係る計上です。2目. 民生費県補助金322万7,000円の増は、10ページで説明した学童への補助で県分の子ども・子育て支援交付金264万7,000円、県の基金事業で子どもの貧困対策推進交付金を活用した事業に対する4分の3補助で58万円の計上です。4目. 農林水産費県補助金385万1,000円の増は、優良種豚を町で購入し農家に貸し付けする系統造成豚等貸付事業補助金191万5,000円とJA津嘉山支店の農業用機械導入に対する園芸ブランド機械整備事業補助金193万6,000円の計上によるものです。6目. 教育費県補助金557万円の増は、県の基金事業で子どもの貧困対策推進交付金を活用し平成28年10月から要保護準要保護児童生徒援助費目に学校校納金の追加や前年度実績増額分に対する交付金の計上です。補助率は4分の3で小学校分334万2,000円、中学校分222万8,000円の計上となっております。

13ページ。16款1項10目. 教育費寄附金23万円の増は、3者から寄付があったことによるもので、同額を歳出の31ページ南風原町育英会補助金で計上しています。12目. ふるさと寄付金14万円の増も、3者から寄付があったことによるもので、同額を歳出の18ページ、ふるさと応援基金積立金で計上しています。

14ページ。17款2項1目. 特別会計繰入金1,261万6,000円の増は、各土地地区画整理事業の平成27年度決算確定による純繰越金を一般会計に繰り戻すことによるものです。

15ページ。18款1項1目. 繰越金12億2,661万8,000円の増は、平成27年度一般会計歳入歳出差引額13億607万1,000円から、繰越明許費に係る財源繰越分2,945万3,000円と当初予算計上額5,000万円を差し引いた額の計上です。

16ページ。19款5項7目. 雑入82万2,000円の増は、12ページで説明した系統造成豚等貸付事業に係る農家負担分の計上であります。

17ページ。20款1項1目. 総務債8,440万円の増は、4ページで説明したとおりとなっております。

続きまして、歳出についてご説明します。職員の人件費については、人事異動に伴って過不足が生じる各款項で組替えの補正を行っております。一般会計、特別会計の人件費総額で増減はございませんので説明を割愛いたします。

18 ページ。2 款 1 項 1 目。一般管理費、報酬 9 万 8,000 円及び旅費 1 万 8,000 円の増は、改正地方教育行政法の施行により平成 29 年度から教育長が特別職となることから、特別職報酬等審議会を開くための審議会委員報酬と費用弁償の計上、賃金 128 万 5,000 円増は会計課に臨時職員を配置するための計上となっています。3 目。財産管理費 15 万 6,000 円の増は、公用車の修繕料に不足が見込まれることによる計上です。5 目。財政調整基金 13 億 6,846 万 9,000 円の増は、財政調整基金積立金（純繰越分）が歳入の 15 ページでご説明した平成 27 年度の純繰越額 12 億 7,661 万 8,000 円の 2 分の 1 を下らない額（6 億 3,831 万円）を積み立てるための計上、財政調整基金積立金 7 億 3,015 万 9,000 円は、3 号補正歳入歳出の調整によるものです。なお、補正後の同基金残高は 15 億 6,373 万 9,000 円となります。6 目。目的基金費 14 万円の増は、ふるさと応援基金積立金で、歳入の 13 ページでご説明したとおりです。8 目。企画費 71 万 2,000 円の増は、本町へふるさと納税を行った方への返戻品対応を実施するためのふるさと納税業務委託料の計上です。12 目。地域づくり推進事業費 138 万 1,000 円の増は、昨年度実施したプレミアム商品券未使用分に係る余剰金を地域振興に資する事業に活用するため、ふるさと博覧会において事業を実施することから、ふるさと博覧会実行委員会補助金の計上です。なお、同余剰金は前年度末に一般会計へ収入済みでございます。

19 ページ。2 款 2 項 1 目。税務総務費、委託料 136 万 1,000 円増は、個人番号制度導入に伴い平成 29 年度より課税に称する給与支払報告書の様式が変更になることから基幹系システムヘデータを取り込むためのOCRシステム改修委託料の計上です。

20 ページ。2 款 3 項 1 目。戸籍住民基本台帳費、委託料 16 万 4,000 円の増は、コンビニ交付事務委託料からコピー機使用料へ流用し対応したことによる不足分の補てんの計上、負担金、補助及び交付金 527 万 7,000 円の増は、歳入 10 ページで説明したとおりです。

21 ページ。2 款 4 項 2 目。選挙啓発費 5 万 6,000 円の増は、消耗品費から参議院議員選挙の事務従事者謝礼金へ流用し対応したことによる不足分の計上です。

22 ページ。3 款 1 項 1 目。社会福祉総務費、操出金 204 万 7,000 円の増は、国民健康保険特別会計への操出金で、国民健康保険特別会計でご説明します。2 目。老人福祉費、負担金、補助及び交付金 92 万 7,000 円増は、歳入 10 ページで説明した内示額通知による計上、操出金 173 万 4,000 円の増は後期高齢者医療特別会計への操出金で、同会計で説明します。3 目。心身障害者福祉費、負担金、補助及び交付金 42 万 2,000 円の増は、介護保険広域連合への負担金で変更額通知による計上です。

24 ページ。3 款 2 項 1 目。児童福祉総務費、賃金 77 万 5,000 円は、歳入 12 ページの子どもの貧困対策推進交付金を活用し、子どもの貧困対策関係業務全般を円滑に行うための臨時職員 1 名分の賃金、報償費 9 万円及び旅費 32 万 3,000 円は、歳入 10 ページで子どもの貧困対策事業補助金を活用し職員や関係者を対象に研修会を行うための講師謝礼員及び招へいに係る交通費等費用弁償の計上です。2 目。保育所運営事業、賃金 194 万 8,000 円の増は、一時保育担当職員を 2 歳児に配置する必要があり、その代替の臨時職員を配置して

いることから不足が見込まれることによる計上、負担金、補助及び交付金70万円は、地域子育て支援拠点事業の補助単価増によるものです。3目. 児童厚生施設費957万6,000円の増は、需用費7万6,000円の兼城児童館消防用設備修繕料、負担金、補助及び交付金は、学童クラブの増による学童クラブ補助金171万5,000円、放課後児童健全育成事業実施要綱の改正で補助対象経費の拡充等による学童クラブ環境改善事業補助金733万5,000円、学校と学童クラブ間の送迎に係る燃料費を補助する学童クラブ送迎支援事業補助金45万円の計上です。

25ページ。4款1項1目. 保健衛生総務費、役務費65万6,000円の増は、こども医療費助成の現物給付を平成29年1月診療分から予定していることから、受給者証等送付に伴う通信運搬費の計上、委託料281万7,000円の増はシステム改修と通知書等の封入封緘委託料の計上です。2目. 予防費504万円の増は、平成28年10月よりB型肝炎予防接種が定期接種となることから、それに係る通知書等を発送するための通信運搬費4万円と予防接種医師委託料500万円の計上です。

26ページ。6款1項3目. 農業振興費193万6,000円の増は、歳入12ページでご説明したとおりです。4目. 畜産業費672万7,000円の増は、役務費27万3,000円と備品購入費246万4,000円が歳入12ページで説明した系統造成豚貸付事業に係る経費の計上、沖縄振興特別推進交付金を活用した新規事業で町内酪農家の乳量及び質向上を図るための乳用牛改良支援事業委託料400万円の計上です。

29ページ。8款2項1目. 道路維持費400万円の増は、歳入10ページで説明したとおりです。

30ページ。8款4項1目. 都市計画費、委託料394万2,000円の増は、沖縄振興特別推進交付金を活用した新規事業で歴史・文化・風土など地域に根差した景観づくりを行うための南風原町景観計画策定委託料の計上、操出金722万8,000円の増は、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計への操出金でそれぞれの特別会計補正で説明いたします。

31ページ。10款1項2目. 賃金77万5,000円は、学校教育課への事務補助臨時職員1名分の賃金、負担金、補助及び交付金1163万9,000円は、津嘉山小学校及び幼稚園創立40周年記念誌発刊への創立記念事業期成会補助金140万9,000円及び南風原町育英会補助金23万円の計上です。

32ページ。10款2項1目. 学校管理費203万3,000円の増は、修繕料186万8,000円が各小学校における消防用設備等施設修繕費、委託料9万8,000円は翔南小学校ロープクライマー遊具の安全調査委託料、備品購入費6万7,000円は南風原小学校のシュレッダーの購入、扶助費334万9,000円は要保護準要保護児童生徒援助費の計上によるものです。

33ページ。10款3項1目. 学校管理費135万5,000円の増は、南風原中学校図書司書の産休育休代替臨時職員1名分92万2,000円、各中学校における消防用設備等施設の修繕料43万3,000円、要保護準要保護児童生徒援助費7万4,000円の計上によるものです。

34 ページ。10 款 4 項 1 目。幼稚園費 1,282 万 1,000 円の増は、賃金 102 万 6,000 円が北丘幼稚園職員の産休育休代替臨時職員、需用費 130 万 4,000 円は各幼稚園園舎増築で電気使用量増による光熱水費、委託料 27 万 3,000 円はハブ対策のための南風原幼稚園樹木剪定処理作業委託料と南風原幼稚園靴箱製作設置委託料、工事請負費 241 万 2,000 円は南風原幼稚園と北丘幼稚園の園舎出入口に雨よけ屋根を設置する幼稚園雨よけ屋根設置工事と南風原幼稚園遊具設置工事、原材料費 4 万 6,000 円は南風原幼稚園へハブ避け網を設置するための経費、負担金、補助及び交付金 47 万 2,000 円は歳入の 9 ページで説明した施設型給付費の計上によるものです。

35 ページ。10 款 5 項 4 目。文化センター費 137 万 6,000 円の増は、文化センター職員の産休育休代替臨時職員 1 名分の計上です。

36 ページ。10 款 6 項 1 目。保健体育総務費 245 万 7,000 円の増は、需用費 29 万 7,000 円が花・水・緑の大回廊公園のスケートボード場等照明の修繕料、委託料 216 万円は沖繩振興特別推進交付金を活用した黄金森公園芝管理委託料で雨天時の排水及び土壌の通気性を改善する作業委託料の計上によるものです。2 目。共同調理場運営費、賃金 104 万 9,000 円は、学校給食共同調理場職員の病休代替臨時職員 1 名分の計上となっています。以上が、議案第 45 号平成 28 年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11 番 宮城寛淳議員。

○11 番 宮城寛淳君 詳しく調べる時間がないものですから、繰越金の 12 億円でしたか、何でこんなに大きくなったのかと思っています。年間予算が 140 億円ですから約 10 パーセントとこれだけ大きくなっていますのでね。決算資料も今日いただいていて調べていないのですけれども、大きくどういふものがそういう繰越になったという説明をしてもらえませんか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 これにつきましては、平成 28 年 3 月定例会で、国民健康保険特別会計のいわゆる累積の赤字分を各会計の連結決算では黒字にしようということで、最終補正で予備費に 11 億円台だったと思いますが補正増しております。その結果、実質は支出がないという補正増でございましたので、今、概要で説明した通りの繰越金になっているということです。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10 番 大城 毅議員。

平成28年第3回定例会9月14日

○10番 大城 毅君 概要説明5ページ。こども医療費の現物支給を平成29年1月診療分から予定しているということで明記されております。そのための受給者証の関係だとかシステム改修、それから通知書等の関連予算が計上されているわけですが、これは平成29年1月診療分からは現物給付に移行できるという理解でよろしいのでしょうか。このあいだ聞いた話では県の制度が償還方式しか認めていないのでそれが変わらないと町の負担がむしろ増えてしまう。これまで県から入ってきていた収入も見込めなくなるということで、これが整わないとそこに移れないのではないかとというふうに前回の一般質問等でも説明を受けているわけですのでこの点はどうかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。現時点では、本町としては平成29年1月診療分からスタートしたいということです。今回の補正予算の計上については、それに向けてシステム改修に取り組むものです。平成29年1月診療分に向けてこれからシステム改修を進めていかなければ間に合わないものですから、今定例会で補正を計上しシステム改修をしていくというものです。議員ご質問のありました県の要綱改正でございますが、県にはその要綱改正をお願いしているところでございまして、県の主管課等と調整中でございます。われわれとしては県の要綱改正を踏まえて、すぐにでもスタートできるような体制にするため、このシステム改修等事務的部分の準備を整えていくということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 予算を計上するということは、そういう環境が整備される、計上した予算は執行できるという条件が整うと、それを見越して予算は計上するわけでしょうから、平成29年1月診療分からはこれに移行できるのだと、こういう見通しがあつてのことなのですね。確認をいたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 県の要綱について、現時点でいつまでにできるとか、いつやるという明確な回答は得ておりませんが、まず国のほうからこの医療費の現物給付をした場合の国保のほうでのペナルティがございます。国ではこのペナルティについて、未就学児に関してはペナルティをなくしてもいいのではないかと議論がなされておまして、年内には国の方針を発表するとなっております。県はそれも見ながら全体的な部分での要綱ですのでその改正について今検討してもらっているということです。本町としましては、

その改定ができ次第、すぐにでもスタートできるような体制を整えておきたいということです。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 担当からありましたが、県の要綱について県の担当課にお願いしております。私自らも県知事に、この要綱にしない限り私たちの現物給付は厳しい、南風原町は現物給付をやる準備は整っておりますので県の要綱改正をお願いしたいということでやっております。県も貧困問題を大きな課題として捉え取組をされていて、貸付制度導入を進めていることに対して高く評価すると、しかしながら、現に1,000円2,000円も厳しい家庭もあるのだと、その方々が貸付制度を設けることで助かることはあろうが病というのはいつ何時起こるか分からない。そのときに貸し付けというのではおかしいのではないか。だから私たちは現物給付をやりますので、ぜひ県の要綱もそのようにお願いしますと強く申し入れをしておりますので、県もできるものだと思っております。しかしながら、県が先送りすればまた私たちも先送りとなります。準備は整えて県の要綱が変わればということでもありますので、県の要綱がもし長引けばまた私たちのこの予算もということはありませんがしかし、システム改修は前もってやっておくことも大事ではないかと思っております。県の要綱改正がなければ私たちも先送り、県の要綱が変わればいつでも対応できるように今回の予算計上であります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、町長から答弁がありました。要するに県の要綱が改正されなければこれは執行しない考えで提案しているという説明になるわけですが、一般論として予算の計上の仕方というのはそういうものですか。どうなのだろうか。今の話は現物給付にしてもらうような交渉というか、話し合いというか相談というか、こういったものは一生懸命やっているとというのはよく伝わっています。その結果、県の今の行動の具合というものが、この計上に沿うように進行しているのかどうかというのは今の答弁に一言も出てこなかったのですが、信じているということではどうなのかという気がするのです。そのあたり、もちろん早いに越したことはないのですが計上するのにはあり得ることかとおもうのですが、ただ、予算の計上の仕方として、総務部長、町長、そういったものは何ら差しわりはないのか一般論として聞きたいということと、そもそも県は今どういうふうな、1月に執行できる状況がどの程度あるのかご説明いただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 この件については、担当部長から改定しなさいと指示は出ていると統括官から聞いております。しかし、肝心の担当がやはりまだ各課との要綱改正には時間を要するということでもあります。上司から指示が出ているということであれば、問題は担当課の皆さん方がどのようにやっているかでありますので、行政を預かる者として調整が長引いているということであれば私に言わせますと逃げていると、責任を放棄していると強く申し上げております。これに対しては、上司からくれば真剣に考えていくのが部下であると強く申し上げておりますので、これに対して部長から指示が出ているということでは見込みとして通っていくものだと思っております。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 予算計上の考え方ではありますが、本町としては施策としてぜひ現物給付に取り組みたいということで、補正の在り方としては当然議員の皆さんにもご理解いただいて、もし県の要綱も改正されて条件が整ったら、受給対象者の皆さんに年明けからさっそくこの制度を利用していただけるという最善の策を努力する必要があると思います。ただし、他の事業でもあるのですが、こういった政策に取り組みたいので、まだ未確定であるのだけれども準備のための予算は組んでおく必要があると。制度として専決なり流用なりというのはあるのですが、ただしこれも明らかにして議会の皆様のご理解を得て計上していくというのも方法だと思えます。これを予算として計上してはいけないとかいいとかというのではございません。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほどの宮城寛淳議員ご質問の私の答弁のなかで、最終補正での予備費ですね。補正額が11億数千万としておりましたが、最終補正で補正した額は12億1,000万円ですので訂正したいと思いますのでよろしく申し上げます。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいまごさいとなつております議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第3号)については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第46号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第46号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第46号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 平成28年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,083万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,772万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第46号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について概要を説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表歳入歳出補正予算についてご説明いたします。今回の補正は、国民健康保険税調定額や各交付金の確定、人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び平成27年度決算確定による前年度繰上充用金の確定に伴い補正するものです。歳入歳出予算それぞれ7,083万9,000円を減額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は65億5,772万3,000円となります。それでは、歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いします。1款1項1目。一般被保険者国民健康保険税4億4,935万5,000円の減、2目。退職被保険者等国民健康保険税869万5,000円の減は、平成28年7月末調定額に各々の節ごとにおける平成27年度決算における徴収率を乗じて得た保険税額を計上し、当初予算で一般分保険税に計上していましたが歳入歳出不足額の調整額を財政調整交付金へ組み替えたことによる減であります。

7ページです。4款2項2目。財政調整交付金3億6,747万7,000円の増につきましては、今回の補正による歳入歳出の不足額を計上したことによるものです。

8ページです。5款2項1目。財政調整交付金41万2,000円の増は、平成30年度からの県単位化に向け整備する国民健康保険システム連携に係る国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金交付決定通知による計上です。

9ページから10ページについてです。6款1項1目。療養給付費交付金1,518万1,000円減、2目。療養給付費交付金(老人医療費拠出金等)1,591万6,000円減、7款1項1目。前期高齢者交付金4,837万9,000円の増は、交付決定通知に基づく計上です。

11ページ。10款1項1目。一般会計繰入金204万7,000円増は、職員給与費等繰入金で人事異動に伴う計上となっております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。12ページをお願いします。1款1項1目。一般管理費269万8,000円増は、職員の人事異動に伴う2節。給料149万5,000円、3節。職員手当等55万2,000円、歳入8ページで説明した県単位化に向け整備するシステム連携

平成28年第3回定例会 9月14日

委託料及びこのあと議案第54号で提案いたします「訴えの提起」に係る訴訟弁護士裁判委託料で13節、委託料65万1,000円を計上しております。

13ページから14ページにつきましては、保険税の調定額が確定したことによる財源補正となっております。

15ページから17ページ。3款1項1目、後期高齢者支援金5,738万5,000円の減、2目、後期高齢者関係事務費拠出金2,000円の増、4款1項1目、前期高齢者納付金30万8,000円の減、6款1項1目、介護納付金994万6,000円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づく計上となっております。

18ページ。12款1項1目、前年度繰上充用金590万円の減は、平成27年度決算確定に伴う計上となっております。以上が、平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第46号、平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第50号、平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第14、議案第50号、平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第50号、平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成28年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,223万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第50号、平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について概要をご説明いたします。まず、2ページから3ページの第1

平成28年第3回定例会9月14日

表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、職員の人事異動等に伴う一般会計繰入金額の変更及び平成27年度決算確定による前年度繰越金額等の補正を行うものです。歳入歳出予算それぞれ245万5,000円を増額し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は2億4,223万3,000円となります。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。3款1項1目。一般会計繰入金173万4,000円の増は、職員の人事異動及び役務費の増による計上です。

7ページ。4款1項1目。繰越金72万1,000円の増は、平成27年度決算に基づく計上となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお願いします。1款1項1目。一般管理費245万3,000円の増は、職員の人事異動に伴う2節。給料71万2,000円、3節。職員手当等46万9,000円、4節。共済費49万2,000円、郵便料金の価格改定に伴い不足が見込まれることから12節。役務費6万1,000円、前年度繰越金から広域連合支払い分を差し引いた額を一般会計へ繰出すための28節。繰出金71万9,000円の計上によるものです。

9ページをお願いします。2款1項2目。後期高齢者医療広域連合納付金（過年度分）2,000円の増は、後期高齢者医療広域連合へ納付する分の計上となっております。以上が、平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくご説明いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第50号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第2号） 平成28年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,293万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,874万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説

平成28年第3回定例会9月14日

明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、補足して概要説明をいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,293万円を追加し、補正後の下水道事業特別会計予算額は7億7,874万7,000円となります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。5款1項1目1節. 一般会計繰入金645万5,000円の増は、沖縄県市町村職員共済組合負担金と工事請負費と負担金の補てん分に伴う計上であります。

7ページをお願いいたします。6款1項1目1節. 前年度繰越金647万5,000円の増は、平成27年度会計が出納閉鎖されたことに伴い実質収支を計算したところ、純繰越金が確定したことによる計上であります。

引き続き、歳出について説明いたします。8ページをお願いいたします。1款1項1目4節. 共済費39万6,000円の増は、沖縄県市町村職員共済組合負担金の計上であります。15節. 工事請負費492万9,000円の増は、県の道路改良工事に伴う下水道施設の嵩上げ等工事2件と柵設置工事による維持管理補修工事費の計上であります。19節. 負担金、補助及び交付金113万円の増は、津嘉山第3雨水幹線工事(28-2)に伴う既設排水路取壊し処分費を流域下水道建設負担金から流用して対応したことによる負担金への補てん分の計上であります。28節. 繰出金647万5,000円の増は、平成27年度決算確定による一般会計繰出金647万5,000円の増となっております。以上が議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、経済教育常任委員会に付託します。

日程第16. 議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を

求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 平成28年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,791万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、補足して概要説明をいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ548万1,000円を追加し、補正後の土地区画整理事業特別会計予算額は15億1,791万2,000円となります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。5款1項1目1節. 一般会計繰入金77万3,000円の増は、換地修正業務委託料と人事異動に伴う職員給料等の計上です。

7ページ。6款1項1目1節. 前年度純繰越金470万8,000円の増は、平成27年度会計が出納閉鎖されたことに伴い実質収支を計算したところ、純繰越金が確定したことによる計上です。

引き続き、歳出についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。1款1項1目28節. 操出金470万8,000円増は、平成27年度決算確定による一般会計操出金となっております。

9ページをお願いいたします。2款1項1目2節. 給料27万2,000円の増は、人事異動に伴う職員給料の計上です。3節. 職員手当等32万2,000円減は、人事異動に伴う職員手当の計上です。4節. 共済費14万9,000円の増は、人事異動に伴う沖縄県市町村職員共済組合負担金の計上であります。13節. 委託料67万4,000円の増は、換地修正業務委託料において仮換地の分割件数の増による計上であります。以上が、議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。
（「進行」の声あり）

平成28年第3回定例会9月14日

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、経済教育常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第49号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 宮城清政君 日程第17. 議案第48号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第48号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) 平成28年度南風原町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,177万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第49号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について補足して概要説明をいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ71万4,000円を追加し、農業集落排水事業特別会計予算額は2,177万3,000円となります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。5款1項1目1節. 前年度純繰越金71万4,000円の増は、平成27年度会計が出納閉鎖されたことに伴い実質収支を計算したところ、繰越金が確定したことによる計上であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。1款1項1目28節. 繰出金71万4,000円の増は、歳入でご説明した平成27年度の決算確定に伴う計上であります。以上が、議案第49号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と

平成28年第3回定例会9月14日

なっております議案第49号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、経済教育常任委員会に付託します。

日程第18. 議案第53号 南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて

○議長 宮城清政君 日程第18. 議案第53号 南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第53号 南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて 地方自治法第244条の3第2項の規定により、南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて、別紙のとおり那覇市と協議するため同条第3項の規定により議会の議決を求めます。提案理由としまして、那覇市の公共下水道を南風原町の住民が使用することについて、那覇市と協議する必要があることから地方自治法第244条の3第3項の規定により提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第53号 南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについての提案理由をご説明いたします。次ページの協議書(案)でございますけれども、内容としましては地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて、南風原町長と那覇市長は次のとおり協議した。1 南風原町字新川崎山原63、63-2、63-3、60-4、43-5、43-21地内に係る汚水を公共下水道へ流入及び処理するために、当該地内の南風原町の住民の排水設備を那覇市の公共下水道に接続する。2 下水道使用料について、下水道法、那覇市下水道条例及び同条例施行規程により算定した下水道使用料を使用者から徴収するものとする。3 排水設備の設置については、下水道法、同法施行令、南風原町下水道条例及び同条例施行規則を適用する。4 水洗便所改造等資金貸付は、南風原町水洗便所改造など資金貸付条例及び同条例施行規則を適用する。5 排水設備の管理については使用者が行うが、当該排水設備が私道に設置されることに鑑み、南風原町は南風原町下水道条例及び同条例施行規則に基づき当該排水設備を適切に管理するよう指導するものとする。6 その他の事項について疑義が生じたときは、双方協議の上定める。これが協議書(案)の内容となっております。

今回の場所でございますけれども、3ページの位置図で当該協議箇所については南風原バイパスの沿道に接する箇所となっております、那覇市との境界に位置しております。

ちょうど南部医療センターの道向かいと言いますか、丸印で示した所が建設予定箇所となっております。隣の那覇市の柵に接続する内容となっております。

次の4ページをお願いいたします。地積図となっておりますけれども、那覇市と隣接する南風原町字新川崎山原63番地他5筆に共同住宅建築の予定があり、建築主から公共下水道への接続についての協議がありまして、現在、南風原町の公共下水道は新川交差点付近までしか整備がされておらず接続ができない状況であることから、当該協議箇所隣接している那覇市の市道には公共下水道が整備済みで接続可能であることから、南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについての協議を行うための提案となっております。本町においては、今後、下水道整備計画の優先順位を考えながら当該区域を整備する予定で、整備後においては南風原町の公共下水道に接続する予定となっております。簡単ではありますが、以上で説明いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第53号 南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについては、経済教育常任委員会に付託します。休憩します。

休憩(午後2時08分)

再開(午後2時20分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第19. 議案第51号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)の請負契約について

○議長 宮城清政君 日程第19. 議案第51号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)の請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第51号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)の請負契約について 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 1億476万円。4. 契約の相手方 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)建設工事共同企業体。代表者 住所 沖縄県南城市大里字稲嶺1253番地1 有限会社伊世開発 代表取締役 伊集 薫。構成員 沖縄県南城市大里字古堅911番地1 有限会社山川建設 代

表取締役 吉田安盛。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第51号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)の請負契約について補足説明いたします。まず2ページ、入札結果報告書でございます。8月29日に入札を行っておりまして、設計額が消費税抜きで1億円。それに対しまして入札書比較価格が消費税抜きで1億円でございます。落札額が消費税抜きで9,700万円でございます。今回、16社の企業体が応札により執り行いまして、有限会社伊世開発 代表取締役伊集薫を代表者とする有限会社伊世開発・有限会社山川建設企業体が落札しております。以上が入札結果報告でございます。

3ページの工事概要でございますが、工事名が津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)。工事場所が、南風原町字津嘉山地内。工期につきましては、平成28年9月15日から平成29年2月21日まで。主な施工内容については、県道128号線に雨水のボックスカルバートの敷設が52.2メートル、同じく隣接した箇所に下水道汚水管の管径350ミリの塩ビ管を54.4メートルの敷設となっております。そして、特殊人孔設置が1基、人孔設置工が3基となっております。

6ページに添付されております平面図でご説明したいと思います。今回、県道128号線への埋設工事で、赤で表示された部分が今回の工事箇所となっております。雨水の延長としましては、52.2メートル。そしてボックスカルバートの内径につきましては、幅が2.5メートルで高さが2.5メートルの敷設となっております。その隣に硬質の塩化ビニル管55.4メートルの敷設工事となっております。

4ページをお願いいたします。今回、契約相手方の代表者である有限会社伊世開発の工事実績表となっております。お目とおしをお願いいたします。

5ページにつきましては、同じく構成員となっております有限会社山川建設の工事実績表となっております。お目とおしをお願いいたします。以上で今回の公示の概要説明といたします。ご審議をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第51号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第51号について討論に入ります。討論

はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)の請負契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第52号 津嘉山北土地区画整理造成工事(28-2)の請負契約について

○議長 宮城清政君 日程第20. 議案第52号 津嘉山北土地区画整理造成工事(28-2)の請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第52号 津嘉山北土地区画整理造成工事(28-2)の請負契約について 津嘉山北土地区画整理造成工事(28-2)について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。記1. 契約の目的 津嘉山北土地区画整理造成工事(28-2)。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 1億1,760万2,280円。4. 契約の相手方 津嘉山北土地区画整理造成工事(28-2)建設工事共同企業体 代表者 那覇市首里鳥堀町4丁目23番地 有限会社山一開発 代表取締役山田善一。構成員 那覇市国場1169番地6 ピュアセブンズ102 有限会社南風原工務店 南風原稔。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第52号 津嘉山北土地区画整理造成工事(28-2)の請負契約の詳細について補足説明させていただきます。まず、2ページについては、入札結果報告書でございます。8月29日に入札を行っております。設計額が消費税抜き1億2,099万円。それに対しまして入札書比較価格が消費税抜きで1億2,099万円でございます。落札額が消費税抜きで1億889万1,000円でございます。今回は、17社の企業体が応札にて執り行いまして、6社が最低制限価格未滿で失格となり、9社が同額でございましたのでくじを引いて山田善一を代表取締役とする有限会社山一開発・有限会社南風原工務店が落札をしております。以上が入札結果報告でございます。

3ページが工事の概要でございます。工事名が津嘉山北土地区画整理造成工事(28-2)。

平成28年第3回定例会9月14日

工事場所が南風原町字津嘉山地内。工期が平成28年9月15日から平成29年2月10日まで。主な施工内容といたしましては、津嘉山公園に仮置きしています残土処分が主な工事となっております。残土積込み運搬が6万立方で、11.5キロの運搬距離での工事です。処理場としては、糸満市名城で計画していますリゾート施設への残土運搬となっております。

4ページ目が、契約相手方の代表者である有限会社山一開発の工事实績表でございます。お目とおしをお願いいたします。

5ページが、構成員の有限会社南風原工務店の工事实績表となっております。お目とおしをお願いいたします。

6ページが、残土を仮置きしています津嘉山公園の平面図となっております。以上で議案第52号の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 何点かお聞きしたいのですけれども、1つは入札の順位と言いますか9社が同じ額で千円単位までピタリ一致しているというのがどういう計算をしたらと思っていて、要するに、この工事がどれぐらい計算が簡単なものだったのかとも思うのですが、そのへんもしなぜそのようになるのかプロの皆さん方で分かるのであればぜひ聞かせて欲しいと思います。

それからもう1つは、ここの造成工事の土は那覇空港の新しい第2滑走路建設にいくと最初は聞いていたのですけれども、今度は名城地内となっております。空港のほうは何かあったのかと考えるのでどういう理由なのでしょう。

それから、残土を受け入れとなっているのですが、有料なのか。それとも無償でもらいましょうというのか。もし有料であれば、この請負金額の中に含まれているのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

それからもう1つは、6万立米とはどれぐらいか分からないのですが、あとで陳情も出てくるのですけれども、緑ナンバーの優先利用をしてくれというように覚書と言いますかそのへんはどうなっているのかどうか。4点、お聞かせください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 1点目の入札結果報告書、くじになった展開ということ。予定価格と最低制限価格について、5,000万円以上については私が設定することになっております。事前に担当課からこの設計額については工事現場の状況あるいは履行の難易、工期あるいは仕様書、設計書、いろいろな資料を基に設計額を積算しています。この設計額について事前に担当課で精査していますし、事前に公表しています。それについては、担当

課の数字が適正だという判断で予定価格も設定しました。最低制限価格については、本町の契約規則からは予定価格の7割から9割の間で設定するという条項があります。それについては事前に最低制限価格を算定するに当たっての算定式が示されております。直接工事に係る一定の率、共通架設、現場監理、一般監理、それぞれの掛け率を基に数字が事前に示されておりましたので、この数字を基に7割から9割の範囲で設定をしました。結果、同額が7社となったということがあります。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 では、私からは4点目の緑ナンバーについての件でございますけれども、現在、1期工事を発注しておりまして、その工事にも仕様書で緑ナンバーの車を使用するように明記させていただいております。今回の工事についても緑ナンバーのダンプカー使用について仕様書に明記しております。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 では、空港への残土処理についてご説明したいと思えます。今年4月に空港建設事務所から平成28年度に受け入れということで調整したところ、島尻泥岩、通常クチャと呼ばれている土ですが、仮置きされている土はほとんどがクチャでありまして、事務所からはそれをそのままでは受け入れできないと返事をいただきました。砂を購入してクチャと混ぜてでなければ受け入れできないというようなことが4月時点でありまして、そうなりますと数量も倍になりますし、2倍、3倍の費用がかかるということで空港処理は諦めまして、無償で受け入れができる所を探したところ名城ビーチ跡にリゾート建設がございまして、そこへ処理を予定しているところでございます。

処理の費用につきまして有償か無償かございましたけれども、調整しましたところ無償で受け入れてもらえるというような内容でございます。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 分かりました。空港ではクチャの受け入れができないとのことですが、名城のほうは畑のほうなのですか、海岸を埋め立てるのかよく分かりませんが、要するにクチャを土地改良の土壌改良などに使うと聞いたことがあるのですが、例えばそのような有効利用ができなかったのかと思ったので、議案とは少し違うのですがその点伺いしたいと思います。

それからもう1つは入札の件で副町長が今おっしゃったのですが、それは結果であって、基本の予定価格などがあって7割から9割掛けるということで、9社は例えば同じ7割を

平成28年第3回定例会 9月14日

掛けたとか8割掛けたということだったということなのか。それとも、土を出すだけだから計算の仕方が単純だったのか、建物を造ったりというものより単純だったのかと素人考えではそうなりますが、これだけピタリとくるところが不思議なのです。それも9社が。どうしてそうなるのだろうか。小数点になってくると各社まちまちになることが普通は見込まれるのだけれども、そこがよく分からない。7割から9割というどんな数字を掛けたのか、皆さんは逆算をしてみましたか。もしお分かりであればお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 南風原の契約書からしますと、最低制限価格については0.7パーセントから0.9パーセントとあります。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 では1点目の土地改良区へ搬出ができなかったということで、現在、南部地域の土地改良区における受け入れがなく、逆に個人の畑での受け入れ希望はありました。ただ、それも津嘉山公園に仮置きされている土の中には幾分か石が混ざっていて畑で利用するにはあとで困るというようなことがございまして、今回の6万についてはそのリゾート施設での受け入れで話がまとまった次第でございます。今後、掘削するとか山を切るとかいったところについては、畑で受け入れたいという希望はございました。今回、土地改良区への受け入れはなかったということです。以上です。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、お答えします。先ほど言いましたが、設計額は事前公表しております。そして、予定価格については先ほど言いました工事の難易度とか実勢価格とか工期、そのへんを考慮して決めました。そして、最低制限価格というのは、その予定価格の7割から9割の範囲で設定者が決めるということです。一定の率を掛けました。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後2時46分)

再開 (午後2時46分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○副町長 国吉真章君 その結果、9社で同額が出たということで、おっしゃったコンマいくらかというような認識は持っていないのですが、契約規則は公開されていますので町の

平成28年第3回定例会9月14日

基本的な考えについてはそれを見てそれぞれがこの工事はそれで充分やっていると算出したものと理解しています。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 正当な正常な競争が働いているということであればそれはそれで構わないのですけれども、またこれが働いていないとは言いませんけれども、ただ、最低価格で9社が全部一緒だと、6社の制限価格未満がありますので、要するに半分以上が最低制限価格ピタリとなっているというのが何かあるのかなというのと南風原町が設定した最低価格が分かってしまったのかなと思ったりもするのです。1社、2社だったらそれはそれでどうってことはないのですが、9社もあるものですからそのようなことを思いました。次もあるので数字は出せないということですが逆算すれば出ることですので、そのへんではちょっと疑問に思いました。皆さん方も注意しながら今後はやって欲しいと思います。以上で終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第52号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第52号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第52号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第52号 津嘉山北土地地区画整理造成工事(28-2)の請負契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第54号 訴えの提起について

○議長 宮城清政君 日程第21. 議案第54号 訴えの提起についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第54号 訴えの提起について 国民健康保険診療報酬返還等請求の訴えを次のとおり提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めます。提案理由としまして、国民健康保険における診療報酬の不正請求を行った元保険医療機関開設者の医療法人等に対し、当該診療報酬の返還請求等の訴えを提起するため提案をいたします。

次のページをお願いします。1. 当事者 (1) 原告 南風原町。(2) 被告 ①元保険医療機関開設者 (両法人) ②元保険医療機関施設長 (個人) ③元保険医療機関施設長 (個人)
2. 事件名 国民健康保険診療報酬返還等請求事件。3. 事件の内容 診療報酬を不正に請求した上記当事者 (2) の3者に対し、当該不正請求に係る金額及び加算金について、督促、催告等再三の返還請求を行ってきたが、これに一切応じないことから、国民健康保険法に基づく診療報酬返還等請求及び民法に基づく損害賠償請求の訴えを提起するものであります。4. 請求の趣旨 (1) 被告①及び②は、連帯して、原告に対し、金116万5,325円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。(2) 被告①は、原告に対し、金46万3,954円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。(3) 被告②及び③は連帯して、原告に対し、金87万6,428円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。(4) 被告③は、原告に対し、金35万571円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。(5) 訴訟費用は、被告の負担とする。(6) この判決は仮に執行することができる。との裁判を求める。
5. 事件に対する取扱い及び方針 必要がある場合は、訴えの取り下げ、和解又は上訴をするものとする。

この内容については、別紙で資料を付けていますので、担当から詳細説明をさせていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第54号 訴えの提起について補足して概要を説明申し上げます。先週、事前にお配りをしました資料でこの訴えに係るまでの経緯、それから不正の内容等をご説明申し上げました。那覇市に所在しておりました元医療保険機関2カ所が、実際には行っていない保険診療を行ったものとして、本町に対し116万5,325円を不正に請求していたことが、九州厚生局沖縄事務所及び沖縄県の監査により判明いたしました。それを受け本町でも独自調査したところ、不正請求87万6,428円も判明しました。このことを受けまして、当該元保険医療機関の設立法人及び施設長等に対して国民健康保険法第65条第3項に基づき、不正に請求した金額及び加算金の支払を求め、督促、催告等を行ってきました。しかし、これに応じる様子がなく、誠意ある対応も見られない状況が続いて

います。したがいまして、国民健康保険における診療報酬の不正請求を行ったこの元医療機関開設者の医療法人等に対し、当該診療報酬の返還請求等の訴えを提起するために本案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 不正に診療報酬を受け取っている者がいるのでその分を返しなさいという、それに付随する追加金と言うのですかそういったものも含めて払えという裁判ですけれども、このあいだの議会全員協議会の中での説明では刑事的には詐欺罪ですか、すでに何人かについては判決が出ていて執行猶予も付いているけれども一部についてはこの執行猶予もすでに明けているという者もあるとありました。これによる訴訟費用はもちろん先方が持ちなさいというようなことなのだけでも、弁護士費用については先ほどの補正予算でありましたように本町で負担する分があるということですよ。他の那覇市はじめいくつかの自治体も一緒になっての裁判だということで、それぞれの取り戻すべき金額に応じて弁護士費用が別途かかるということでありました。実質的には相手から取られた金額が取れるのかということも大きな心配事だと思います。判決は出ても現実には支払う能力がないということもあり得ることですから、またむしろこういった事件で有罪判決も受けている状況にある人たちから、また特に那覇は相当大きな金額で、不正請求が3,900万でそれに追加で40パーセント加算する分でもっと大きくなるわけです。裁判は勝つ前提で言いますけれども、勝訴したとしても自治体同士の比率などもあって現実に記されている金額が回収できるのかという点は大きな点。またそれに係る弁護士費用は間違いなく出ていくわけです。勝っても負けても出ていくことからすると、別の言葉で言えば費用対効果と言うかも知れないけれども、その点だけを見ればどうなのかという観点は当然あるわけです。そういったことで、回収できる見込みをどのように見ているのかということと、それからいわゆる費用対効果をどう見るのか。この裁判で弁護士費用を支払うことによって、南風原町は何を獲得しようとしているのかについて改めて説明いただきたいと思いません。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。回収できる見込みがあるかに関しましては、全員協議会の中でもご説明しましたように1人については刑事罰等は受けておりませんし、医師の免許もそのままでございます。勤務している可能性もありますし、今後の裁判等により財産調査等で財産等があればその財産の差し押さえといったような取組に進んでいくと思しますので、全額回収できるかどうかは別としましても幾分かの回収は見込めるもの

だと思っています。

それから、費用対効果の部分に関しまして、確かに裁判することによって弁護士の費用は発生するわけでございます。しかし、費用対効果だけでこの問題を判断すべきではないということで、毅然とした態度で臨むべき判断で今回提案しております。このまま泣き寝入り、見て見ぬ振りするかたちになってしまいますと保険制度の健全な運営に今後支障を来してくるということで、不正に対しては毅然とした態度で行政として示していくものです。それが、南風原町として何を獲得するかという回答にもつながるものだと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 保険制度の信頼を維持するという観点から、こういった不正を見逃すわけにはいかないというのが答えだと、それはそれで私も理解できます。このあいだの議論で不足していた気がするので確認しますけれども、今こちらから請求しようとしている人で刑事罰を受けていない人がいるということでした。これはどうしてその時にその裁判から外されたのか、その経過がよく分かりません。刑事事件では対象とならなかったのに民事では対象にすると、これはどうして、何が違うのかということについてはどうなっていますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。このお1人については、確かに現時点では何の罰も受けてはおりません。もう1人については刑事罰を受けており、この何も受けていない1人がその受けた者の指示でもって自分は動いていたとか、九州厚生局の監査に対しても自分は何も知らなかったという回答をしているわけです。刑事罰の捜査についてわれわれは全く把握できておりませんのでそこは回答できませんが、診療報酬の不正請求に関しては九州厚生局としてはこの1人に対しても返還請求をしているわけです。しかしその本人は、私はこの不正請求にかかわっていないと、施設長の指示でやっているだけの回答で返還請求には応じないとなっているものですから、その後の請求権は保険者にありますのでわれわれが債権者としてこの者に不正請求に対する返還提起を起こすということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 九州厚生局からの請求には、返還する立場にないと、刑事裁判で刑事判決が出た人たちからするとあの人の指示でやったのだと、やらされたのだと言っているけれども、当人はそんなことはしていない、自分は関係ないというようなことを言って

いるということなのですか。そうすると、どちらが本当か分からない。なぜこの人の場合には裁判にかからなかったのかということがいまだに不思議でしょうがないのです。裁判にかかったけれども無罪だったのか、そのへんも分かれば教えてもらいたい。先ほどの保険制度の安定性、信頼を確保するためには、場合によっては裁判費用と釣り合わなくても訴訟を起こすのだということですよ。別の言葉で言えばそういうことです。それはそれで理解できるのですが、今の点、なぜ前の裁判で名前が出てこなかった人が今回出てくるのか。なぜ前回は裁判にかからなかったのか。これについて理解できないのでお答え願います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この1人につきましては、この医療機関で勤務医でございます。この医者 of 言い分として、この開設者から言われたとおりにやっていただけだということで、九州厚生局が返還命令を出しても私がこれに応じることはないと回答しているわけです。刑事罰に関しましては、状況把握ができておりません。この逮捕された3人のうち、1人は施設長として今回訴えの対象になっています。2人は事務長と当時の事務員です。今われわれがアドバイスを受けております弁護士から、この2人を訴えるについては、この2人が今回の不正請求に関してどれぐらい関与したか、そういった額の確定をする必要があると、それは大変難しい、刑事事件の判決文などから見ても、この2人の不正請求の額に対してどれだけ関与したかを証明できなければ訴えることは難しいということで、訴える相手方は誰々だという判断等がありまして、現時点でわれわれはまずこの開設者とこの医師について訴えを起こす方針で6市町取り組んでいるわけです。この事務長と事務員については、訴訟の中で今後新たに訴えできるものが出てくればそのときに対応していくというように協議しております。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後3時10分)

再開 (午後3時12分)

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第54号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第54号について討論に入ります。討論

はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号 訴えの提起についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 報告第5号 平成平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

○議長 宮城清政君 日程第22. 報告第5号 平成平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第5号 平成平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり報告いたします。

あらかじめこの決算報告書をお配りいたしております。次のページをお願いします。平成27年度の南風原町支社については、当初及び年度途中においての実績がなかったことから、平成27年度事業実績はありません。これで沖縄県町村土地開発公社南風原支社事業報告及び決算報告といたします。

○議長 宮城清政君 これから、ただいまの報告について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第5号 平成平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告については、これをもって終了します。

日程第23. 報告第7号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事(27-4)の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 宮城清政君 日程第23. 報告第7号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事(27-4)の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第7号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事(27-4)の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1. 専決処分事項 津嘉山第3雨水幹線工事(27-4)の請負契約金額の変更について。2. 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更であります。専決処分については、8月26日に行っています。1. 専決処分事項 津嘉山第3雨水幹線工事(27-4)の請負契約金額の変更について(1)変更事項 変更前契約額8,640万円 増減金額46万4,400円 変更後契約額8,686万4,400円(2)契約の相手 沖縄県南城市大里字稲嶺1253番地1 有限会社伊世開発 代表取締役伊集薫。2. 変更した理由 雨水ボックスカルバートを支持する地盤の強度を確認するための平板載荷試験を3カ所追加したため増額となっております。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、ただいまの報告第7号につきまして補足説明させていただきます。本工事につきましては、昨年の平成27年9月30日の第3回定例会におきまして請負契約について可決していただきました工事となっております。今回の専決処分につきましては、請負契約金額の変更となっております。理由としましては、雨水ボックスカルバートを支持する地盤の強度を確認するための平板載荷試験を3カ所追加したことによる増額となっております。その場所につきましては、3ページ目の平面図で表示されておまして、まず左側下流の1カ所目が地盤改良を必要としない支持層部での支持力確認、2カ所目が地盤改良部と支持層部の支持力確認を行っております。3カ所目が地盤改良をやった箇所、その箇所で支持力を確認する調査のための変更となっております。以上で説明とさせていただきます。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩(午後3時20分)

再開(午後3時28分)

○議長 宮城清政君 再開します。質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第7号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事(27-4)の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終了します。

平成28年第3回定例会9月14日

日程第24. 報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

○議長 宮城清政君 日程第24. 報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定） 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の決定について。2. 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償額の決定に関する事項です。専決処分については、8月31日に行われております。1. 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2. 相手方 記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成28年6月29日（金）17時頃、八重瀬町具志頭38番地の駐車場内において、公用車使用団体が道路に出るため、公用車を後退にて方向転換する際に、左側後部が相手車両の左前部と接触し、当該車両を損傷させた。4. 損害賠償額 18万580円。内容については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、報告第8号についてご説明いたします。3ページの右上、事故発生状況略図をご覧ください。専決処分をしました事故につきましては、6月29日17時頃、八重瀬町内にて町のマイクロバスを使用した団体が、事業活動を終えて駐車場から道路に出るためバックで方向転換をする際に、駐車中の相手方の車両と接触したことによるものです。事故には責任割合がありますが、駐車中の車両に接触していることから、100パーセント当方の公用車に責任があるとの判断です。修理費13万9,000円、台車費4万1,580円で、合計18万580円の損害賠償額となります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら質疑を許します。（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）は、これをもって終了します。

日程第25. 陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請） 日程第26. 陳情第11号 県産品の優先使用について（要請）

平成28年第3回定例会 9月14日

○議長 宮城清政君 日程第25. 陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）及び日程第26. 陳情第11号 県産品の優先使用について（要請）については、関連しますので一括議題とします。諸般の報告で説明しましたように、ただいまの陳情2件は例年同様な趣旨で要請され毎年採択されております。また、意見書採択方の依頼もございません。したがって、委員会付託を省略し本会議で諮る旨話合いがまとまり議会運営委員会で意見が一致しました。

お諮りします。陳情第10号及び陳情第11号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって陳情第10号及び陳情第11号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。本件について採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本件は、採択することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 続きまして、陳情第11号 県産品の優先使用について（要請）の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第11号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。本件について採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本件は、採択することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会いたします。大変お疲れ様でした。

散会（午後3時35分）